



連合鳥取は、毎年、産別・単組、地域協議会からの要請事項をとりまとめ、鳥取県知事と鳥取県労働局長へ要請書を提出し回答を得ています。

8 月 12 日(火)、山口一樹会長、細砂直副会長(労働政策局長)、専従役員と興治英夫鳥取県議会議員(連合鳥取推薦)が鳥取県庁を訪問し、山口会長より平井伸治鳥取県知事に要請書を手交しました。

今後、9 月にかけて、それぞれの要請項目について担当の各部局と協議を進め、文書での回答を引き出していきます。



写真左から／平井県知事 山口会長、興治県議会議員、細砂副会長

<持続可能で健全な経済の発展>

1. 取引の適正化の実現に向けて

すべての労働者の立場にたった働き方を実現するため、中小企業や小規模事業者などの「働き方改革」を阻害するような取引慣行の是正など、取引の適正化に向けた取り組みを強化されたい。

2. 中小企業が自立できる基盤を確立

中小企業振興基本条例が未制定の自治体に対し、制定に向けた環境整備を進めるとともに、市町村と連携し、中小企業を振興するための具体的な施策の実施と支援をはかられたい。

3. 公契約条例の制定による公契約の適正化

- (1) 先行する自治体での取り組みを踏まえ、公正労働基準を確保するため、「自治体最低賃金」や「業務委託・指定管理者制度におけるモニタリング(労働環境の外部調査)の導入」、「労働者からの申出制度」を定めるとともに、物価高騰が続く中で価格転嫁への対応や人員確保に対応し、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により住民の福祉の増進に寄与することを目的とした「公契約条例」を制定されたい。
- (2) 公共サービス基本法(平成21年法律第40号)を踏まえ、自治体の責務を明確にし、安全かつ良質な公共サービスの適正かつ確実に実施するため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関する「公共サービス基本条例」を制定されたい。
- (3) 総合評価競争入札(落札)方式においては、企業の技術力や品質の適正な評価に加えて、公正労働基準の確保、環境や福祉、男女平等参画、安全衛生など社会的価値やコンプライアンス遵守などもあわせて評価するよう拡充されたい。
- (4) 障害者法定雇用率達成事業者や男女共同参画推進企業等への現行の物品、委託・役務および賃借(物品等)の調達における配慮措置や、建設工事入札参加資格者格付での加点(障害者雇用率未達成については減点)を広く県民に周知されたい。

<雇用の安定と公正労働条件の確保>

4. 働く者のための働き方改革に向けた監督体制の強化

教員の長時間労働是正に向けて、給特法にもとづく「教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針」が定める勤務時間管理を徹底するとともに、業務管理・時間管理における課題解決に向けた具体的な取り組みを実施されたい。また、安全衛生委員会の設置・開催、産業医の選任等、労働安全衛生体制の整備等の実態を把握するとともに、課題がある市町村に対しての指導を強化さ

れたい。

5. 良質な雇用・就業機会の実現に向けた対応

学校・労使団体等と連携し、県内すべての高等学校において働く際に必要なワークルールなどの労働教育を実施されたい。

6. 外国人労働者が安心して働くことのできる環境の整備

- (1) 生活者としての外国人に対する支援について、居住する外国人および支援団体等からの意見を聴く場を設け、真に実効性ある共生支援施策とするための P D C A サイクルを構築するとともに、外国人の共生・支援を適切にフォローアップする仕組みとして、労使団体を含む多様なステークホルダーが参画する協議会を設けられたい。
- (2) 外国人労働者が「闇バイト」などの犯罪に関与することのないよう、外国人を支援する N P O などとも協力し、多言語による周知・広報を強化されたい。

7. 地域における高齢者の就労促進

高齢者雇用確保措置のうち、労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた事業者に対して、その経過措置が2025年3月31日をもって終了したことを周知するとともに、希望する者全員の雇用継続がなされるよう雇用確保措置の徹底を求められたい。

8. 真にセーフティネット機能を果たすことができる法定最低賃金制度の確立

春闘における賃上げ実績として、企業規模間での賃金引上げ額の格差が拡大傾向にあり、その背景には中小・小規模事業者において原材料・エネルギーコスト・労務費などの上昇分を取引価格に転嫁し切れていない実態がある。中小・小規模事業者が、最低賃金の引き上げ分を含む労務費上昇分を適切に価格転嫁できるよう、中小・小規模事業者支援策の充実や各種助成金制度の周知および利用促進などを拡充されたい。

<安心できる社会保障制度の確立>

9. 生活困窮者自立支援体制の確立と子どもの貧困対策、生活保護の運営体制の改善・充実

- (1) 高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などの制度について、地域住民や働く者が参加し一体的に地域福祉を推進するため、未策定の市町村は早期に地域福祉計画を策定するよう指導・支援されたい。また、策定済みの地域福祉計画(市町村)および地域福祉支援計画(鳥取県)については、情勢の変化にあわせて見直し、鳥取県内すべての市町村において横断的な地域福祉を推進されたい。
- (2) 生活困窮者自立支援事業のさらなる質の改善に向け、好事例などの情報収集・分析・提供など、実施自治体に対する支援の強化を国に働きかけられたい。

- (3) 努力義務とされている就労準備支援事業、家計改善支援事業、居住支援事業、任意事業とされている子どもの学習・生活支援事業を積極的に実施されたい。また、改正法(2025年4月1日施行)により、生活困窮者向けの両事業で被保護者も支援することが可能となることから、業務の増加により支援の質が低下することのないよう、自立相談支援機関などの適切な人員体制を確保されたい。
- (4) 改正法(2025年4月1日施行)により、住居確保が困難な人への居住に関する相談支援が明確化されたことを踏まえ、入居時・入居中・退去時に至るまで切れ目のない居住支援、住まい・入居後の生活支援の相談を強化されたい。
- (5) 生活保護を必要としている人が確実に受給できるよう生活保護制度の運営体制を強化するとともに、生活保護受給者の生活実態を十分に把握した上で、ホームレスの自立支援などに関する特別措置法や生活困窮者自立支援制度などにそった支援を実施されたい。

10. 切れ目のない医療を提供する体制の確立

- (1) 「鳥取県計画」の事後評価においては、「地域医療介護総合確保方針」にもとづき、「医療又は介護を受ける立場にある者」をはじめとする関係者の意見聴取・反映を行うとともに、基金事業による地域包括ケアの推進に向けた進捗を住民にわかりやすく開示・周知されたい。
- (2) 高齢者、障がい者、子ども、疾患のある人、外国人などの移動手段の確保を含む避難計画を策定し、避難所において最低限のプライバシーが確保された生活ができる体制を整えるための支援を強化されたい。

11. 利用者のニーズに応じた介護サービスの安定的な提供と介護人材の処遇改善

- (1) 家族などへの介護が必要となった場合でも、労働者が働き続けることができ、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を整備されたい。
- (2) 在宅ケアの実施状況、とりわけ訪問介護サービスの状況を注視し、「多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業」(「地域医療介護総合確保基金」)の積極的展開や、介護職員等処遇改善加算をはじめとする加算取得への事業所支援とともに、基本報酬の引き下げによりサービス提供に影響が見られる場合には、国と連携して適切に対策を講じられたい。
- (3) 公益財団法人介護労働安定センター鳥取支部と連携し、介護人材の処遇改善を実現し、専門性向上および人材の定着をはかるため、すべての介護労働者の賃金引き上げに向けて、事業所による介護職員等処遇改善加算の取得を支援するとともに、加算未取得の事業所に対しては、個別相談も含め対応を強化されたい。また、鳥取県としても取り組み状況を定期的に把握するとともに、取り組みが前進するよう指導を強化されたい。
- (4) 介護サービス利用者やその家族からのハラスメント防止に向けて、マニュアルを作成するなど対策を強化されたい。
- (5) 在留資格「介護」「特定技能1号」で働く外国人や技能実習生を含めた労働者について、賃金・労働条件が労働関係法規に違反している、または社会保険に加入させていないなど、法令違反が認められる場合は、事

業者指定の取り消しを行うなど、厳正な指導監査を実施するとともに、各指定権者に対し情報共有するなど、類似違反が生じないよう徹底されたい。

12. インクルーシブな社会の実現に向けた取り組み

- (1) 就労継続支援A型事業所の障害福祉サービス等報酬の引き下げによる閉鎖により退職・解雇となった障害者の状況を把握し、再就職のきめ細やかな支援等必要な措置を講じられたい。
- (2) 災害が発生した場合の情報発信において、障がい者や高齢者、外国人などへの災害情報伝達方法など、多様化する情報伝達手段を県下で共有し、災害弱者への対応を強化されたい。

13. 子ども・子育て支援新制度の着実な実施と、すべての子どもが心身ともに健やかに育つための環境整備、子どもの人権の擁護

- (1) 潜在保育士の復職を支援するため、保育士・保育所支援センターの周知を徹底するとともに、保育士資格を有する人が安心して保育現場に復帰できるよう必要な情報を提供するなど支援を強化されたい。また、保育施設が保育士・保育所支援センターを活用するよう周知されたい。
- (2) 子の利益の確保を目的とした改正民法(家族法)の趣旨や、国会審議で明らかとなった懸念などを踏まえ、それぞれの現場において適切な対応がなされるよう以下の取り組みを実施されたい。
 - ① 交付(2024年5月)から2年以内とされた施行までの間に、法の趣旨および国会審議も含めた内容について、共同親権の導入により大きく影響を受ける学校および病院をはじめとした関係機関などに正確に伝わるよう、法務省が作成するQ&A形式の解説資料やパンフレットなどを活用した周知を実施されたい。
 - ② 共同親権の導入準備として、保育施設退所申請書の保護者署名欄を両親の自署が必要な様式に変更した自治体は、法務省に正しい法解釈を確認するとともに、保護者署名欄を1名に戻すよう指導されたい。また、その他の自治体においては、法を正しく解釈したうえで慎重に対応し、拙速な様式などの変更は行わないよう指導されたい。

<社会インフラの整備・促進>

14. 持続可能で安心・安全な社会資本整備の推進

- (1) 鉄道事業者は人手不足、労働力不足を補うべく、省力化・省人化に取り組んでおり、この春に山陰本線(鳥取～倉吉間)におけるICカードシステムの導入を行った。また今春のダイヤ改正においては、まつかぜ・おき号のワンマン化を実施し、持続可能な鉄道運行に向けて取り組みを進めている。これらの取り組みの推進には、従来の方法からデジタル化への転換が重要であり、利用者である県民の一層の理解と協力が欠かせない。現在、WESTERアプリの登録拡大の取り組みや、新しい決済アプリWesmoのリリースを行っており、引き続き公共交通の利用促進とデジタル化による利便性向上をはかるため、公共交通の利用促進に向けた県の事業の継続、利用者への情報発信、事業者間の連携強化について県が主導して推進されたい。
- (2) 現在、米子市民体育館(旧ドラドラパーク)は、県立体育館との統合により、令和9年度に米子アリーナとして新たにオープンする計画となっている。隣接する東山公園駅は、今まで以上に県内各地からのア

クセス拠点の役目を担うことになる想定されるが、バリアフリーに対応しておらず誰でも利用しやすい駅の構造とはなっていない。今後、中高校生の利用増や遠方からの来訪者、車椅子の利用も増加する可能性もあることから、駅のバリアフリー化、駅からアリーナへのアクセスルートの改良に向けて、県としても積極的に関わりたい。

- (3) 鉄道の設備は他の交通事業者と比べ維持管理すべき敷地・設備数が多く、それらの維持管理には多くの労力と費用を要している。また、労働人口の減少は物理的な作業の実施を制限せざるを得ない状況を招いており、地域住民からの伐採等の要望に時間を要していることや、倒木・落石等による大幅な列車遅延が発生するなど利用者である県民の皆様にもご迷惑をかけることとなっている。今後もさらに続いていくことが予想される労働人口の減少も鑑みれば、大掛かりな沿線環境の改善も視野に入れながら安定的な運行が可能な環境を整備する必要がある。鉄道会社の私有地以外からの落石等の影響もあることから、県としても都市間輸送を担う鉄道の安全・安定輸送を目的とした沿線環境の整備について検討されたい。
- (4) 地方のバス事業では、バス運転士の要員不足により、路線の減便・廃止、さらには廃業する事業者も出てきていることから、国土交通省では乗合バスの運賃について、令和5年5月に上限運賃に係る認可権限を国土交通大臣から地方運輸局長に大幅に委任したことに加え、令和5年7月からは運賃改定の申請に係る書類の大幅な簡素化をはかることにより、運賃改定の促進と申請手続きの迅速化を図っている。また、長時間労働の改善や賃上げなどの処遇改善は重要であるとの認識の下、改善基準告示の周知徹底のほか、運賃算定手法の見直しや運賃改定の迅速化による早期の賃上げ等の促進に取り組んでいる。県内バス事業者も国土交通省の取り組みを踏まえバス運転士の処遇改善等を目的とし、今後運賃改定を考えているが、現在の補助制度では欠損補助のため運賃改定により運賃収入が増加しても赤字が減った分の補助金が減額され、増収部分が処遇改善等に反映できない状況にあることから、現行の補助制度の在り方について検討されたい。また、バス事業を存続させるために人材確保に資する運賃改定は必要ではあるが、運賃改定については利用者の理解も必要であり、運賃値上げをする事業者のみが悪者にならないよう県民に理解を求めるような取り組みを検討されたい。

＜くらしの安心・安全の構築＞

15. GXと「公正な移行」の具体化に向けた地域における取り組み

環境保護を意識した消費行動（日常での省エネや機器の買い替えといった低炭素行動）を広報によって促すとともに、「環境に配慮した製品・サービスの市場」の形成・拡大を支援されたい。

16. 持続的な食料システムの実現に向けた取り組み

- (1) 食品ロス削減を推進すべく、流通現場における納入期限・販売期限に関する運用ルール（「三分の一ルール」）の見直しを促すなど、食品ロス削減に向けた県民運動のさらなる推進をはかられたい。
- (2) 買い物困難地域における移動販売などによる物理的アクセスの確保やフードバンク・子ども食堂の支援などによる経済的なアクセスを確保されたい。
- (3) 農業の担い手確保に向けて、新規就農者への実務面

を含む支援とともに、強い農業につながる6次産業化や生産性向上の取り組みを支援されたい。

- (4) 日本の食料自給率は、2000年代以降、カロリーベースで40%を切る割合で推移している。農業生産量や農業者人口が減少している中で、日本は食料供給の大半を輸入に頼っていることが実態である。世界各地で自国主義が広がりを見せており、自国民の健康と生活を守る観点からも、食料自給率の改善は、我が国の大きな課題となっている。国として食料増産に取り組むためには、第1次産業に対する予算の拡大が必要であり、国家を上げた後押しが重要であることから国に対して予算拡大を求められたい。また、地産地消や国産国産を進め、県民の食に対する関心を深める取り組みを行うなど、鳥取県としても食料自給率向上に繋がる施策を講じられたい。
- (5) 昨年、米の需給バランスの変化、猛暑による米の品質低下・収量減少により、「令和の米騒動」と呼ばれる事態が発生した。この影響で主食用米の価格は近年になく高騰した状態となっている。このような事態は今後も発生することが十分予想されることから、ある程度余裕を持った生産量を確保する必要がある。このことから米の生産量拡大を実現すること、また不足時に対応する余剰生産部分について、輸出を含め流通・販売段階で柔軟に対応できる施策の実現について、国に対して働きかけられたい。また、気象変化に対応する品種や生産方法の確立に向け、関係機関と連携した取り組みを強化されたい。
- (6) 肥料や燃料などの高騰により、農畜産物の生産原価も上昇しており、農家の所得は著しく減少している。農畜産物は、他の工業製品や一般食料品と比較して、原材料費高騰等の影響を販売価格に反映させることが難しい性質を持っており、再生産が可能な適正価格で販売できる仕組みを確立することが求められている。関係機関が連携し、社会全体でこの仕組み作りに取り組むためにも、国や県など行政機関が旗振り役となることが求められる。鳥取県としても、このような仕組み作りを積極的に取り組まれたい。

17. 総合的な防災・減災対策の充実

大規模自然災害発生時において、プッシュ型の防災情報がすべての地域に行き届くよう、デジタル弱者に配慮しつつ、複数の伝達手段を確保するとともに、労働者の安全を確保するため、事業活動を休止する目安の設定などの取り組みを進め、事業者や住民にその内容を周知されたい。また、高齢者、障がい者、妊産婦、外国人等のすべての避難行動要支援者に対する個別避難計画の策定、地域防災計画や避難所の運営への多様な意見の反映を促進されたい。

＜民主主義の基盤強化と国民の権利保障＞

18. 地方議会の活性化と国民の権利保障に資する投票環境の整備について

- (1) 投票機会の確保および投開票の簡素化の観点から、電子投票を可能とする条例制定を検討されたい。
- (2) 政治分野における男女共同参画推進のため、候補者・議員の仕事と生活の両立を支える環境整備や、あらゆるハラスメントへの対策を強化されたい。
- (3) 低位な投票率は、民意を正確に反映しておらず、政策に偏りを生むことが危惧されるため、投票率向上に向け、引き続き取り組んでいく必要がある。任期満了に伴う米子市長選挙（2025年4月20日投開票）の投票率は45.9%で前回の無投票以前、2013年、17年も連続

で50%を下回った。2004年から現在まで県内の投票所数は4割減少している。人の往来があるスーパーや大学に期日前投票所を設けているが、投票率の低下に歯止めをかけるには至っていない。まずは、県民が政治へ関心をもつこと、投票を通じて政治に参加する重要性について政労使で伝えていく努力を惜しまぬことが、この投票率向上に向けた第一義だと考える。そのうえで、昨年、県は投票環境の推進・向上の取り組みに向けた新規事業として、期日前投票所の増設を含む市町村の投票環境向上を支援する「地域民主主義再興事業補助金」制度を実施した。加えて、投票立会人不足解消による投票所減少防止のため「オンライン立会事業」も導入した。期日前投票所の増設など投票環境の整備は必要だと認識するが、反面、県・市など各級選挙事務従事者は、その環境作りに対して大変な負担増につながっている。選挙事務従事者の負担緩和に努めるとともに、効果検証・効率的観点も含め投票環境の整備を推進されたい。

19. 教育の機会均等の保障と学校の働き方改革を通じた質の向上

- (1) 市立小中学校においては学級数の割に栄養教諭の人数が少なく、子どもたちは栄養教諭の特性を活かした教育を十分に受けることができにくい状況にある。栄養教諭の特性を活かした食育教育充実のために栄養教諭を増員されたい。
- (2) フッ化物洗口を行っている多くの学校ではフッ化物洗口を朝の学習時間（朝読書・ドリルタイム）を無くして実施しており、教育活動が圧迫され子どもたちの学ぶ権利が十分に保障されなくなっている。また、業務削減がなされないままフッ化物洗口が導入されているため教職員の過重労働に拍車がかかり、教育活動に専念できなくなっている。子どもたちの学習権の保障、教職員の負担軽減のため、学校でのフッ化物洗口を見直しされたい。
- (3) 子どもたちに対して効果的な教育活動を持続的に行えるよう、多すぎる教職員の業務を具体的に削減し、所定労働時間で業務を終えることができるようになるなど、教職員が定年まで働き続けられる職場環境の整備をはかられたい。
- (4) 子どもたちの確かな学びを保障するために、教材研究、授業準備を行う空きコマ数を確保できるよう持ち授業時数の上限設定を行い、それに見合った教員配置を検討されたい。

20. 私立高等学校の振興と教育環境の整備

- (1) 学校経営の安定と教育環境の充実をはかるため、私学助成を継続されたい。
- (2) 物価高騰を踏まえ、保護者負担を軽減するため、授業料等の減免措置の継続や給付型奨学金の引き上げを検討されたい。
- (3) 校舎内施設の補修に加え、学校寮の増改築等がすすめられるよう、助成を継続・拡充されたい。
- (4) ICTを活用した教育環境整備について、継続支援されたい。
- (5) 電気・ガス料金の高騰の影響を受ける私立学校に対し、運営に支障が生じないよう、光熱費の高騰分を支援されたい。

<男女平等政策>

21. あらゆる差別・ハラスメントの根絶とジェンダー平等の実現

- (1) 公務部門においても、女性活躍推進法にもとづく特

定事業主行動計画を策定するとともに、一般事業主同様、男女間格差の要因分析・是正に取り組まれない。また、女性の職業選択に資する情報公表の充実のため、総務省と連携し、職場における女性活躍の実態が分かりやすい形で、一覧的・横断的に公表されるよう工夫されたい。

- (2) 地方自治体の公共調達において、「えるぼし」等認定企業に対する加点評価を積極的に実施されたい。
- (3) 労働施策総合推進法の改正を踏まえ、カスタマー・ハラスメントを行ってはならないことについての社会における機運醸成のため、カスタマー・ハラスメント防止条例の制定を検討するとともに、関係機関（消費者教育推進地域協議会・地方消費者行政や県警察など）と連携し、住民に周知されたい。また、一般事業主同様、雇用管理上の措置義務となるカスタマー・ハラスメント対策、求職者へのセクシュアル・ハラスメント対策を講じ、職員に周知されたい。
- (4) 男女共同参画計画の実施状況の評価・点検を行い、浮き彫りになった課題を踏まえるとともに、政府が2025年12月に閣議決定を予定している第6次男女共同参画基本計画の検討内容を勘案し、行動計画改定に向け検討されたい。
- (5) 人格を否定する暴言や長時間による謝罪の要求など明らかに一般常識を超えたカスタマーハラスメント（以下 カスハラ）が後を絶たないことは、これまでも指摘してきた。県内では、昨年6月「カスタマーハラスメント防止対策プロジェクトチーム会議」を発足させ、カスハラの実態調査をはじめ、消費者教育等の啓発活動も行い、カスハラに対する県民の意識は高まっていると思われる。しかし、県が3年ごとに実施している職場環境等実態調査によれば、従業員はカスハラを「被害は受けていないがあったと思う」までを含めると約3割が認識し、事業主の2倍以上の数値でカスハラを被害を感じていると示された。また、事業主もカスハラ対策を実施する上で「具体的・効果的な取組方法がわからない」という課題も浮き彫りになった。県下のカスハラ問題はひっ迫しており抑止・撲滅につながる実効性のある対策をさらに講じることが急務である。本年6月労働施策総合推進法の改正案（カスハラ対策法）が成立した。これにより事業主に「顧客等の言動により労働者の就業環境が害されることのないよう、雇用管理上必要な措置を義務付ける」ことになった。ハラスメントに詳しい有識者は「カスハラを放置すれば従業員の離職や顧客離れにつながる」との指摘もされている。本年4月1日から独自のカスハラ防止条例を施行する自治体（※1）もあり、また、他にも制定に向けて検討している県も複数ある。当県においても、県の実態調査の結果とプロジェクトチームのヒアリングなどを踏まえ、有効な対策の研究を求めるとともに条例化に向けた取り組みを進められたい。

※1 東京都・北海道・群馬県は施行、愛知県・三重県も制定を予定

22. ジェンダー平等の視点に立った社会制度・慣行の見直し

- (1) 女性の参画が進んでいない業種や中小企業において女性の就業と定着が進むよう、職場環境整備のための支援を実施されたい。
- (2) 人権の尊重、個人の尊厳を基底に置いた社会の実現に向けて「国連女性差別撤廃条約『選択議定書』の批准を求める意見書」を鳥取県議会で採択されたい。

以上